

議 長 日程第6「議案第47号平成30年度松田町一般会計補正予算（第4号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号平成30年度松田町一般会計補正予算（第4号）。平成30年度松田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,086万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,599万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、平成30年度一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明をさせていただきます。

初めにですね、4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。当初予算では見込まれておりませんでした。事業内容がですね、固まり、地方債の協議にかけたところ、適債性が認められましたので、補正するものでございます。

1つ目でございます。橋梁長寿命化事業と道路新設改良事業に伴う地方債の補正でございます。世代間負担の公平性の観点から、橋梁長寿命化事業の起債対象になった詳細設計分280万円と道路新設改良整備事業、町屋踏切付近の道路詳細設計分が起債対象と認められましたことから、合わせて総額800万円を増額補正するものでございます。

2つ目につきましては、平成30年度の臨財債の発行可能額の決定によりまして、235万4,000円を減額補正し、総額1億8,964万6,000円とするものでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。まず、地方特例交付金につきましては、毎年度算定する恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するためにですね、地方税に代替

的な性格を有する財源として、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づきまして交付されるものでございます。ここで金額が確定したもので67万3,000円を増額補正し、総額817万3,000円とするものでございます。

次に、地方交付税の普通交付税でございます。こちらのほうは、自治体間です、財源の偏在を、調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付基準の選定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するもので、交付税法第10条第3項に基づき金額が確定したもので3,360万8,000円を減額補正し、総額7億5,139万2,000円とするものでございます。平成29年度の町民税の所得割、そして法人税割が大きく伸びたことにより、基準財政収入額の増額に伴い、普通交付税が当初予算に対して減額となったため補正するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金の年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金20万1,000円でございます。この交付金につきましては、事業費に対する10分の10の交付金でございます。システム組合における年金システムの構築に伴う経費に充てられるものでございます。詳細な事業内容につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

次に国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金でございます。中学校費国庫補助金のへき地児童生徒等援助費補助金でございます。スクールバス購入費分としまして368万円でございます。事業費の2分の1補助事業でございますが、限度額として368万円として計上しているものでございます。詳細につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

続きまして国庫補助金、中学校費国庫補助金、少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業補助金91万5,000円でございます。町の学校制度等のあり方に関する検討を行うための経費で、こちらも10分の10の補助事業でございます。

次に県支出金、県補助金、教育費補助金、社会教育費補助金の市町村スポーツ施策推進補助金63万3,000円でございます。本年度、新たに創設されましたオリンピック競技の推進に伴う経費に対し補助されるものでございます。町においても、スポーツライミング競技等の推進に伴う経費として申請を

したところ補助対象となり、補正をするものでございます。

次に財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の土地貸付収入190万1,000円でございます。こちらにつきましては、旧神奈川県の水道企業団公社用地、松田小学校の付近にあります1,682平米につきましては、本用地を町内事業者へ一時的な貸付を行うための貸付収入でございます。

続きまして、平成29年度前年度繰越金の金額が確定しましたので6,019万1,000円を増額補正するものでございます。総額としまして1億8,519万1,000円とするものでございます。増額の理由につきましては、市町村自治基盤強化総合交付金や特別交付税、そして法人税等の増額分となったものでございます。なおですね、こちらのほうにつきましては、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、平成29年度決算による歳計剰余金の処分の一部をですね、基金に編入することがあらかじめできるということに対しまして、事前の金額とさせていただきますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

次に諸収入、雑入、地域集会施設整備工事等負担収入の湯の沢児童センター改修工事負担収入63万1,000円でございます。12ページ、13ページになります。町の事業規程におきまして改修費のですね、4分の1を自治会が負担するためのものでございます。詳細につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

次にですね、町債、土木債の道路整備事業債としまして、橋梁長寿命化事業の新たに起債が対象になりました先ほどの詳細設計分280万円と、道路新設改良整備事業の町屋踏切付近の道路詳細設計分の起債がですね、対象と認めた額520万円、合わせてですね、800万円を増額補正するものでございます。またですね、臨時財政対策債につきましては、地方交付税特別会計の財源不足を補填し、地方公共団体がみずから地方債を発行する制度でございます。償還に要する費用につきましては、後年度に地方交付税で措置されるものでございます。こちらにつきましてもですね、金額が決定をしましたので235万4,000円を減額補正をし、総額1億8,964万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。14ページ、15ページでございます。総務費、財産管理費、工事請負費、町有地整備工事として

129万6,000円を補正するものでございます。こちらのほうは、先ほどの県の水道企業団公社用地の跡地をですね、町内事業者に貸付をするための目的に合った機能を確保するための工事費でございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、繰出金でございます。介護保険事業特別会計繰出金につきまして58万6,000円を減額補正するものでございます。前年度介護給付費等が確定したための精算やシステム改修費の町負担分など、繰出金を減額補正するものでございます。

次に民生費、社会福祉費、老人福祉総務費の負担金補助及び交付金でございます。後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金過年度分の精算金406万9,000円でございます。平成29年度末にですね、金額が確定したための精算金でございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、国民年金費の負担金補助及び交付金でございます。町村共同システムの改修費負担金として20万2,000円を計上するものでございます。本事業につきましては、国庫補助金10分の10の事業で町村システムの年金システム改修として、個人の所得状況などの確認のための新規システムの構築ということの経費でございます。

次に土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、橋梁維持費については、財源補正とするものでございます。

続きまして、教育費、教育総務費、事務局費の松田中学校・寄中学校統合に係る経費でございます。845万6,000円とするものでございます。主なものにつきましては、17ページのですね、備品購入費としましてスクールバス24人乗りを購入するための経費でございます。

次に教育費、事務局費、木の学校づくり先導事業の管理経費91万5,000円でございます。学校制度等のあり方に関する検討委員会や学校建設に伴うプロポーザル審査委員会ですね、委員さんの報償費や視察用の旅費等総額しまして91万5,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては、10分の10の補助事業として行うものでございます。

次に教育費、社会教育費、児童館費、工事請負費の湯の沢児童センター改修工事費252万6,000円でございます。自治会のですね、負担分いわゆる工事費の

4分の1となっておる事業でございます。

次に保健体育費、保健体育総務費につきましては、歳入の市町村スポーツ施策推進補助金に伴う財源補正とするものでございます。

続きまして、予備費でございます。2,398万5,000円を平成29年度繰越財源分として増額し、今後の事業想定を含め総額を4,161万5,000円とするものでございます。

続きまして、18ページでございます。こちらにつきましては、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、地方自治法施行令第144条により添付するもので、当該年度末の現在高の見込み額につきましては41億6,999万9,000円を見込んでいるものでございます。

続きまして、19ページでございます。町有地整備工事の位置図。こちらの方につきましては、旧県水道企業団公社用地の工事に伴う位置図でございます。20ページにつきましては、湯の沢児童センター改修工事の位置図を添付させていただきました。なおですね、本日、スクールバスの関係資料として参考資料別紙添付させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、一般会計補正予算（第4号）につきまして、説明のほうを終わりにします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 3 番 井 上 まずはですね、歳入のほうでお伺いをいたします。普通交付税がここで3,360万8,000円の減額補正ということで、先ほどの説明の中でですね、法人税割が増となったためという説明がございました。どの程度ですね、法人税割がふえたのか。これは多分、現年平成30年度の現年課税分だと思いますけれども、どの程度ふえたのか。地方交付税算出の際のですね、収入額、需要額の数値等わかればですね、それについてもお示しをいただきたいと思います。
- 税 務 課 長 法人町民税の件ですけども、これは平成29年度の決算額で、平成28年度と29年度の差額で約7,500万が増となっております。以上です。
- 3 番 井 上 7,500万ですと、基準財政収入額としてはですね、その75%歳入だと思いますけれども、3,300万減ったということは需要額のほうもふえているのかな

と思います。再度ですね、基準財政需要額、収入額の、ここでは普通交付税が確定したということですので、その数値を教えてくださいと思います。

政策推進課長 29年度ですね、基準財政需要額につきましては、22億4,413万5,000円でございます。同じく基準財政収入額でございます。14億5,228万6,000円でございます。以上です。

3 番 井 上 当初予算はですね、地方交付税の、普通交付税がちょっと幾らだかわからないんですけど、多分、全体額では8億8,000万に補正前の額でなっていますので、特交1億ぐらいでしょうかね。そうすると7億8,000万ぐらいという形であれば、収入額と需要額の差は今明示されたものでは8億ぐらいということで、3,300万の差がどうして出てきたのか。当初予算の見込みが大分ですね、法人税割の増ということ以外のですね、要因もあったのかと推測されますけれども、いかがでしょうか。

政策推進課長 法人税以外にもですね、今回、地方創生の関係の事業もございます。その関係で、事業費に対して収入のほうも多く見込まれるということが算入になっておりますので、先ほどちょっと説明をしましたが、そのほか自治基盤のほうの補助金の獲得等もございます。あわせて収入額のほうの伸びと需要額の少し減少と、昨年に対して減少していますので、その予算がですね、予算に対してという形で考えますと、その大きな地域創生事業と自治基盤が考えられるのではないかなというふうな分析を今しているところでございます。

3 番 井 上 普通交付税のほうをですね、また機会ありましたら、需要額、収入額等で平成30年度の額の決定したですね、数値等をまた別の機会です、お知らせ願えればというふうに思います。

もう1点といたしましては、繰越金の補正の中で、今年度6,000万、6,019万1,000円の補正を行ったということで、先ほど説明の中にもございました、歳計剰余金処分で1億ということで決算書のほうに載っていましたけれども、その1億についてはですね、財政調整基金のみでの積み立てを行ったのか、ほかの基金も含めて行ったのかをお伺いいたします。

政策推進課長 こちらのほうにつきましては、財調のほうに1億積む形になります。そうしますと、現状で申しますと、標準財政規模に対する、大体1割ぐらいが基本と

してやるのが筋だと思うんですが、近隣の状況も踏まえますと、松田町が一番低いという状況もありますが、今回その辺も踏まえて、ちょっと財源を確保したいという思いで1億を財政調整基金のほうに積み立てる予定でございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。ただ、ここです、前年度繰越金6,000万円です、歳入のほうでの補正をされるということであれば、先ほど、歳出のほうでは、木づくりの学校に対する事業に対して、補正も行われているということで、教育施設整備基金への積み立てというのは、ここで行わなかった理由を、お示し願いたいと思いますけれども。

政策推進課長 今回の財調に1億ということなんですけれども、原則ですね、毎年毎年教育のほうにつきましては積み立てをしている観点と、目標数値を定めておりましたので、その部分を含めて、今回のほうは幅広く今後に対応していこうということで教育のほうには積み立てない形で財調のほうに積み立てさせていただきました。

3 番 井 上 ちょっと今の点がよくわからない。幅広く積み立てを行うというのは、財調のほうへだけ積み立てをしておいて、学校のほうの建てかえの計画は当然あるわけですよね、それに対して、そういう特定目的基金のほうへの積み立てを行わないというのは、幅広いほうの基金に積み立てたので、そっちはいいよという意味なのか、ちょっとその辺が不明確ですので、再度お願いいたします。

政策推進課長 今後ですね、財調に限らず、施設系の更新等もこれから始まると思います。施設系の更新時期を迎えるための改修費等のための基金として、新たな基金も積み立てていかなければならないのかということで、財政のほうで考えているところもございまして、それがちょっと早い段階です、その施設改修に伴う費用、教育のほうは教育の目的に対する費用ということで基金のほうを定期的に積み立てていくことがございます。今回につきましては、財調として幅広い形で、今後ですね、例えば教育基金で著しく足りなくなった場合等もございまして。そうしたところにも対応できるように、財政調整基金に1億を組ませてもらったところでございます。

3 番 井 上 趣旨としては理解できました。ただ、学校以外です、施設のほうの改修

の計画自体がまだ示されていない状態の中で、それを前提にですね、そういった部分の費用等も将来必要になるということでの積み立てをするのではなくですね、やはり、それぞれの整備計画、修繕計画ということ、現在、総合計画策定中でもありますし、その中で示した中でですね、計画的にそういった資金の用途、積み立ての用途を決めて実行していくというのが、やはり行政の基本ではないかなというふうに思いますので、今後ともそういったところを含めましてですね、総合計画の策定等の中で、またお示しをいただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに。

12番 大 舘 1点だけお伺いします。県支出金ですね、教育費補助金の中で市町村スポーツ施策推進補助金、課長の説明ではスポーツライミング系の、歳出のほうで財源補正だけされて、スポーツライミングの施設はですね、整備されてもう半年たっているわけですね。今どのような利用をされているのか、これからどうするのか、いつから始まるのかという、全く見えてない部分があるので、その辺はどうか教えていただきたいと。

政策推進課長 ありがとうございます。このスポーツ施策推進補助金につきましては、地方創生でいろんな文化センターの整備費をもらっています。それ以外の、いろんな幅広い形で推進していこうということで、例えば、そこに靴を買ったり何かしたりして充てる財源として扱うもので、まずございます。その後は…。

教育課長 現在の状況でございますが、スポーツライミング施設を幅広く皆様に知ってもらいたい、使ってもらいたいということで講習会を実施しております。そういった中で、少しずつではございますが、利用者も出てきておるところでございます。今後につきましては、今年度中にリノベーション工事ということで工事を進めてまいりまして、2月か3月にグランドオープンということで施設を、グランドオープンを進めていくことでまいっております。

12番 大 舘 説明わからなくはありませんけども、高額な投資をされてですね、民間であれば、もうすぐその投資回収をしなければいけないわけです。もう半年も、ほとんど何もされていない状況というのは、ちょっと民間ではとても考えられない状態だと思うんですけども、これから取り組みますとかということじゃなく

てですね、何らかの形でその小学生、中学生に実際にあそこへ来て体験してもらおうとか、リードとかあんな高いところは危険なのでね、そういうものを教育関係から町の人たちが興味を持ってもらうような方向、子供たちの話から熟年層までがね、体力増強とかそういうものを含めて、ましてや2020年のオリンピックに正式種目として採用されているわけですから。何か、先般日本の女性が金メダルを取ったとかいう話も出ているんでね、機運というのはあるわけですよ。ですから、せっかくあれだけの立派な施設をしながらですね、何もしてないように見受けられる。皆さん方はいろいろ努力はされていると思いますけれども、やっぱりその努力がですね、見られるような形であらわれないといけないと思うんですよ。何だ、つくっただけで終わりかよという話になっちゃうと思うので。これからですね、迅速にそういう学校関係の協力もらったりとかという、そういう対応されるかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

教 育 課 長 先ほど講習会ということでお話ししましたが、6月30日から8月18日まで計20回の講習を行いました。その中で70人の講習の受講を受けております。また、広く町民に、子供たちにとということでチャレンジデー、公開ファイナルイベントとしまして、多くの子供たちにさわってもらったり体験してもらったりしています。また、夏フェスということで、文化センターのイベント、縁日をやったり文化センターの施設を知ってもらったり、図書館をよく見てもらったり、その中で夏フェスの中でもスポーツライミング、文化センターの奥の壁のボルダリングについても体験をしてもらったようなことがございます。今後につきましても、町内にとどまらず、他町の近隣の学校にもですね、こういった施設ができたので、ぜひ利用してくださいといったことでも呼びかけていきたいと思っております。

1 2 番 大 館 いろいろな事情があるんでしょうけれども、あれを設置するときの目的とか、その計画ですね、そういうものがある程度準備されて取り組まれたと思うんですよ。いまだに何も見えてないということ、そのことが異常事態だと思うんだ。あり得ない。その辺でですね、もう少し見える取り組みをしていただければなど。いろいろな事情あると思うんです。それはもう、当然、あれが文化センターですから、スポーツ専用施設ではありませんので、制約とかいろいろ

あると思うんですけども、それを当然考慮された上であそこへ設置したわけですから、その辺はもう既に、我々としてはあの予算を認めたときに、それはもう既に想定内のことだと思っていますので、そういうのがありますから云々という話じゃないと思うんですよ。もう少し真剣に取り組んでいただいでですね、せっかく多額な投資をしたところを有効活用していただかなければ、いろんな面で、そういう予算を生かすということは、基本的な考えは皆さんお持ちでしょうから、ぜひ実行に移していただきたい。一日も早く利活用がされることを望みます。よろしくをお願いします。

町 長 お言葉ありがとうございます。真剣に一生懸命にという話をいただきましたけどね、非常に教育委員会も教育委員会なりにやっています、皆さん方から先ほどお話しいただいたとおりに予算をお認めいただいて、何とか文化センター自体、全体を底上げしなきゃいけないということで予算をいただいたというふうに思っております。そんな中、いかにも何もやっていないみたいなことをおっしゃられて、非常にいろんな思いがあるんですけども。そこをひとつ議長に御了解いただけるようであれば、今お話ありましたように「広報まつだ」でも大分発信もしていますし、途中で全員協議会でも説明をしているところではありますけども、そういうふうに御質問をされる大館議員が何回そういう講習に行っていたいて、その状況を見て、どういうふうになられたか、それを確認ができるなら教えていただければと思います。

1 2 番 大 館 残念ながら、一回も講習等を見ていません。ですから、何もやらないじゃなくて、もう少し皆さんに見える化というか、そういう方向でしていただければなど。たまには…たまにはと言っちゃおかしいですけど、土曜・日曜の館が開いたときに、その子供たちがね、体育の授業の一環として利用されるとかいう話で、我々もいろいろ事情がありますから、町のやる事業に全て参加できることはできないので、そういう部分では見えない部分があります。ですから、いろんなその意味で、いろんな事情があるでしょうけどということを使ったわけですから、自分も全部見ているわけじゃありませんので、見えない部分でやられていることは十分理解しています。ですけど、もう少し、一歩進んで、そういう子供たちを、何ていうの、取り込んだそういう授業の一環としてでも取り

入れてもらう。そういうものが見えてくれば、すごく町民の皆さんに知れ渡るのかなという、そういう意味で話をしたわけです。よろしくお願いします。

町 長 ありがとうございます。我々も本当にまだまだ足りないところ、たくさんあります。それで、先ほど自治基本条例の話もありましたように、協働ということと、やはり議会の皆さん方、我々、また町民、常に情報公開というふうなことをしっかりやりながらやるわけなんですけれども、やはり、まだまだ言いつばなし、やりつばなし。そのあたりがやはりよろしくないという部分も非常にあります。

ちょっと話が戻るかもわかりませんが、先ほど3番議員さんからも御質問あったようなところの中で、うちの総務課長、話しましたけども、まずうちの役場の職員も役場の職員としての自治基本条例をよく理解をして、まず情報公開をするというのが当たり前の話だということで、これから仕事のやり方も変わってくるはずなんですよね。その辺が、これから検討します、あれしますじゃなくて、やりますというふうな答えがやはり返ってこない、本当にやる気があるのかなのかというのは、やはり行政側がまず見せなきゃいけないのかなというふうなこともあります。ですから、やはり、目で見て、自分の目で見て確認をして、汗をかいた中で話をする。ですから、きのうの話がありましたように、鳥獣被害対策について本当に汗をかいていただいている。それを私も感じているから、これだけの予算を投入してやりますので、皆さんお願いしますということで、議会の皆さん方にも御了解いただいたということもあります。ですので、言葉を訂正してくださいとは言いませんけども、何もやってないという言葉は、なかなかやはり認めにくいところもあるかと思うので、もうちょっと頑張れというお言葉をいただいたということで私は御理解して、回答とさせていただきます。終わりにします。

12番 大 館 確かに言葉足らずという表現について、余りその正確なものでなかったということは、わかります。ただ、思いはね、やはりせっかくだから、もう少し町民の皆さんにわかるようなことで頑張っていたらいいという、そういう意味で発言をさせてもらいましたので、御理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに。

7 番 利 根 川 けさ会場に入ってまいりましたら、きのう何か目が悪くて見えなかった資料がですね、横長の大きな資料として参考資料、これは多分、補正予算に載っておりますスクールバスの費用の対費用効果の一覧表、きのう説明を受けたことだと思いますけども。この議会が始まる議会運営委員会ではですね、このスクールバスについて計上されただけであって、このこういう細かい資料をいただいて説明は事前に受けていなかったんですね。ですから、補正予算には珍しい、特別委員会を編成をして審議をしようじゃないかという話になっていたと思うんですけども、今後、この取り扱いはどういうふうにされる予定ですか、議長。

議 長 ただいま7番議員からお言葉がありました。今、議題となっています、この議案第47号平成30年度松田町一般会計補正予算（第4号）は、今、発言がありましたとおり、当初、特別委員会を設置しまして、そこに付託する予定でしたが、昨日にも資料がお示しいただき、また、きょう、皆さんのお手元にも資料がお示しいただいて、るる説明が昨日あったかと思えます。したがって、議会運営委員会を開催した時点とは状況が大きく変わってまいりました。私としましては、ここで皆さんにお諮りしたいんですが、一般会計補正予算審査特別委員会を設置せずに、討論を行い、採決を行いたいと思えますが、御異議ございませんかという思いでございます。

7 番 利 根 川 きのうから…きょうはまだ説明を受けていませんけども、きのうからきょうにかけては、これは寄中学校の年間の経常経費、教職員の給与等を除いた経常経費、約1,000万から1,200万かかっていると思うんですね。それとか、タクシーを利用したらどうだとか、スクールバスだと国庫補助がついているけど、そういう説明は、確かにきのうからきょう受けておりました。しかしですね、私たちが一番関心を持っているのは、じゃあ運行はどうなるのか、運行は。寄のですね、あの路線バスと同じところを走るだけなのかどうなのか、萱沼まで入っていただいて、その火の見櫓のところまでUターンするのかと。あるいは、田代向からですね、田代橋を渡って、虫沢の長寿橋まで入るのか入らないのか。あるいは、24人乗りのバスだったら、土佐原の公民館の前でUターンできるのかできないのか。我々この八百何万の予算を認めればですね、すぐ住民から、

いやうちの娘も来年乗るようになるけど、前まで来てくれるのかね、ドアツードアかね、富水幼稚園と同じようにやってくれるのかね、そういういろいろな細かい質問を受ける。それも含めて特別委員会に付託をして、精細な審議をしようということで決めたわけですからね。単なる金額の問題ではないというふうに、私は理解しているんですけど、その辺はどうなんですか。後で説明を受ければ、運行は来年の4月だから、12月もあるし、きのうの担当課長の説明のように、何かナンバーをとって、何か改造するのに3カ月かかるから、まだまだ時間はあるよと、その間に説明を受けるのかどうなのかわかりませんが、我々はお金の問題だけではなくて全体的な運行をどうするのかということで、特別委員会をお願いをしたと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

議 長 教育課長、ただいまの質問にお答えできますか。

教 育 課 長 運行に関しましては、萱沼の、現在、現行で走っています枝線までということで萱沼に対しては小田原ゴルフクラブまで、虫沢に対しては長寿橋までということで考えております。土佐原につきましては、そこまでは入らない予定で考えておりますが、具体的なことは検討部会、準備委員会を経て、また総合教育会議の中で決めていきたいと思っております。考えておるのは、枝線は、萱沼と虫沢は現行の枝線のところまでというふうに考えております。

議 長 よろしいですか。

4 番 南 雲 きのう…今のスクールバスのことなんですけれども、きのう全協のほうでは御説明あったんですけれども、本会議のほうで再度改めて御説明お願いいたします。

議 長 じゃあ、この参考資料について、再度説明をしてやってください。

教 育 課 長 きょう参考資料としてお配りいたしました比較表の前にですね、これまでの経過を含めて説明をしたいと思います。今回、松田町立中学校は平成30年度末をもって統合することに伴いまして、寄地区の生徒の交通の便を図る必要がありまして、平成30年1月より通学方法検討部会を立ち上げ、検討を行ってきました。検討部会では、町が考える通学方法、このA3の資料のとおり、現行の路線バス定期券購入費の補助、2番目としてタクシーを利用した運行方法、③としましてスクールバスを購入して運行する方法の3種類の方法におけるメリ

ット・デメリット並びに業務に必要な経費を鑑み、町・学校・保護者の立場から検討部会の中で検討を行ってきました。検討部会の中では、大型タクシーによる運行が最も望ましいといった結果でございました。理由といたしましては、保護者の要望が利便性と子供たちの安全・安心といった理由としまして要望したものでございました。なお、大型タクシーに固執するだけではなく、スクールバスでの通学でも構わないといった、ちょっと含みのあった柔軟な考えもございました。

この結果をもとに、検討部会の上部組織でございます統合準備委員会に諮ったところ、保護者の考えを踏まえ、検討部会の意見を尊重することになりました。その後、開催しました総合教育会議の中では、通学方法検討部会において説明した、町の財政や維持費の説明が不十分ということではありまして、再度説明を要することになりました。

その資料がこのお手元に配りました3つの通学方法別事業経費比較表といったものがございます。こちらをごらんください。まず、表と表の間に条件とございまして、前提条件としまして、学校の登校日の日数を295日、これは土・日・祝祭日を含むものでございます。内訳としましては、平日205日、休日90日。土・日・祝祭日を含む休日は90日とし、この部分は路線バスの定期券購入補助の委託ということで路線バスでの対応というふうにいたしました。1から3までありまして、こちらの縦の列で説明しますが、一番下段のF、負担分というのがあります、町負担分というのがありますが、これについてはAからCまでを足したものとDからDとEを引いたもの、それを足し合わせたものがFの町負担分ということで合計額となっております。この額が多いほど町の負担分が多いといった表となっております。

それでは、①の路線バスの定期券補助の購入から説明させていただきます。Bのバス定期券補助購入ということで、前提としまして、これは平成30年度、今年度から39年度までの10年間を比較した表でございます。Bのバスの定期券購入補助につきましては、2,002万9,000円ということになっています。Cは学校閉校に係る町の負担減ということで、これまでの寄中学校の校舎の管理経費に伴う歳出、これと学校設置によって交付税として算定されていたもの、見な

していたものを足し合わせたもので、減額ということで、これは1から3同額で1,306万8,000円といったものになっております。1のDにつきましては、ゼロになります。Eにつきましては、これは算定の数字と見なしていただいて算出したものでございます。路線バスを定期券購入補助ではありますが、バスを所持していたということで見なすということ、毎年度交付されるものでございまして、①と③、これについては10年間の分の算定の数字ということになっております。合わせてマイナス5,154万9,000円となっておりますが、ゼロということでございます。ゼロを意味するということでございます。

続きまして、②の縦の列のことを説明いたします。A'でタクシーの運行委託ということで、これは10年間のものでございます。Bは平成30年度分のバスの運行委託、これを1年度分のものと、平成31年度から9年間分の土・日・祝祭日を含む90日の定期券補助の足し合わせたものがこの金額になっております。Cは先ほど説明いたしましたものでございます。Dは最初の5年間、最初というのは、平成31年から35年、このタクシー運行委託料に対しまして2分の1の国庫補助が交付されるといったものでございます。その額は1,178万円でございます。一番下段のEにつきましては、平成30年度から換算していますので、これは初年度のみ、平成30年度のみの方のバスの定期券の算定した数字、つまり10分の1の数字となっております。Fの一番下段が1,913万2,520円となっております。

③のスクールバスを購入した場合でございます。Aの方のバスの購入、維持費につきましては、今年度の購入、お認めいただければ購入したものと、そこから先の39年度までのものと、バスの購入とそれから先の維持費を含めた金額でございます。Bにつきましては、②のものと同様で、平成30年度分のバスの定期の補助と31年度からの9年間の土・日・祝祭日を含む90日分のバスの定期の補助金、補助についての金額が入っております。Cについては先ほどと同様で、これまでの寄中学校の校舎の管理維持に伴う歳出と、学校を設置したことによって交付税の算定と見なしていただいたものの額でございます。Dにつきましては、平成30年度でこの補正予算がお認めいただければということで、車体価格のものでございます、368万円でございます。Eは①と同様に、バスを所持

していますので、この10年間分の交付税の算定と見なした数字でございます、合計で318万720円となっております。

次の表につきましては、3つの通学方法別のランニングコストを比較した結果となっております。①の定期券補助の購入につきましては、負担額がマイナスのため町の負担はゼロを意味するものでございます。

②のタクシーを利用した運行委託につきましては、約1,900万円でございます、10年間のコストでございます。なお、先ほど説明しましたとおり、統合後5年間については、タクシー運行委託料の2分の1が交付されるものでございます、国庫補助として交付されるものでございます。

③のスクールバスの購入です。Fの一番合計額の、一番下の合計額が約320万円となりまして、タクシーの運行委託より約60%の経費を削減している数字となっております。理由としましては、スクールバスを購入し所持することで、購入年度のみへき地児童生徒援助費等補助金といった国庫補助金によりまして購入費の2分の1を交付ということで、360万円が上限額でございます。これが交付をされるということで見なしております。なお、普通交付税は乗車数10名以上、運転手を除く10名以上のバスを所持すれば交付されるといったものとなっております。これは路線バスを活用した定期券購入の委託の場合もバスを所持したものと見なされるもので、交付される算定数字として交付が見込まれるものでございます。

結果としましては、ここのメリット・デメリットについては、ここの一番下段の結果といったものでございます。

町の財政負担から考慮しますと、①の路線バスの定期券補助につきましては、保護者が求めます利便性、安全・安心の面では非常にメリットがあると思われま。ただし、デメリットとしましては時間割の変動があった場合のときに融通がきかなくなるといったものが考えられます。

②のタクシーにつきましては、メリットとしましては同時に複数台運行できるので、人数や時間、ルートの制限を受けずに運行することができるといったメリットがございます。しかし、デメリットとしまして、財政面から見ますと、統合後から5年間は補助金としまして50%の委託費が補助されますが、6

年目以降は補助がない状況となりまして、町の負担額が10年間で約1,900万円にもなるということで一番負担がかかるといったものでございます。

③のスクールバスの購入は①と②の事業間の間でございますが、こちらにつきましても、座席に座れるといったメリットもございますし、バスを所有してしたことによりまして自由度も上がり、登下校の送迎時間以外は学校教育活動や高齢者向けの福祉バスとしても利用することが可能であります。幅広く町民のために利用が可能でありますので、財政面においても、また財政面においても交付税の算定がありまして、町の負担が10年間で300万円程度でおさまっているといったメリットがございます。

この経費の比較の表をもとにですね、再び検討部会のほうにお話ししまして…あ、準備委員会のほうにお話しいたしました。そういった中で準備委員会でも一応納得をしていただきましたが、再びこの7月に総合教育会議に諮りました。総合教育会議の中では、検討部会、統合準備委員会の検討結果と通学方法別にかかる、この今、説明しましたランニングコスト、町所有のバスを所持することによって町民への利便性など、総合的に検討を行いました。その結論といたしましては、スクールバスを購入し運行する方法になりました。理由としましては、1点目としまして、スクールバスであっても保護者の思いでありまず利便性と子供たちの安全・安心、こういったものが図れるといったこととございました。2点目としましては、町の財政面の有利性があること。3点目としましては、登下校の時間以外の空いている時間帯に学校教育活動や高齢者の福祉バス、こういったものに利用することで、子供も含めまして町民への有効活用が可能になるといったものでございました。その結果をこの議会がお認めいただければ、さらに下部組織の検討部会のほうにも説明、十分に保護者の方にも説明をしていきたいと考えております。

以上が結果と経費の比較表の説明でございました。

10番 齋 藤 今の御説明の中でちょっと質問をしたいと思います。まず、このスクールバスの10年間の経費等の中には燃料費とかは入っているんですか。

教 育 課 長 燃料費も入っておりますし、税金とかそういった維持費についても入っている計算でございます…（「人件費も」の声あり）あ、人件費も。（「全部入っ

ていると言ったよ」の声あり)

10番 齋 藤 わかりました。ただ、これちょっと週末使えないですよ。週末は使えないんですよ。

教 育 課 長 先ほど説明しましたとおり、土・日、長期期間の休み期間につきましては、現行の路線バスの定期補助ということで考えておりますので、週末、状況によっては使えるようになると思います。

10番 齋 藤 というのは、例えば部活動とかで、どこどこ中学校で試合がありますよ。団体で行かなきゃいけないときあるじゃないですか。例えば、町民にこの、ほかのものに利活用できるよとここに今、書いてあるんですけども、例えば、何とか老人クラブが日曜日使いたいんだけど貸してくれないかと町に来たときに、日程組みますよね。その組んだ後に、何とか大会で勝ってきちゃって県大会行かなきゃいけないだとか、そんなときに同じ日に重なった場合、これ対応できないということになりますよね。どっちを先に…1台しかないの。だから、本来なら余りその自由度があるというような条件がすごく、ここで引っかかってくるのかなというのが気になる場所なんです。せつかくこれ、ひもつきで買ったのかどうかわからないんですけども、条件の中で教育のほうにお金を出していただいた補助金でかわるもので、教育に主に使っていただきたいなと思うんですけども、この自由度が増せば増すほど、そういった教育に使えない部分が出てくる可能性が出てくるところが、ちょっと懸念するところなんですけど、その辺の対応はどのようにされるんですか。

教 育 課 長 スクールバスですので、当然、中学生が優先でございますが、町民にも広く使えるように調整を図りながら使用していきたいと思っております。

町 長 すいません、総合教育会議に出ていて、私が座長の立場なので、ちょっと話をさせていただきます。まず、先ほど齋藤議員の言われた質問については、まず、そもそもバスがない今の現状から考えると、そんな簡単にできないというのが前提ですよ。だから、バスがあるから今みたいなことが話があると思いますけども、それもやっぱり予定が決まっています、予定どおりにしながらいったときに、例えば今言うように、勝ちました。勝ったら勝ったでバスがなければどこか予約しなくちゃいけないですよ。それをやるだけの話なので、そん

な難しく考える必要はないと思います、基本的には。それで、土・日使いたいという話は、ここの中に、じゃあ土・日のその分の燃料費が入っているかというのと、そこまでは入っていないです。運転手のそれも入っていないです。そこは、今、多分あれします、これしますと言ったときに、ただで使えると思ってもらっちゃ困る。半分はくださいねとか、それは当然お願いをします。ただ、車の損料はいりませんという言い方はできると思うんですよ。そういうふうな使い方をして。だから各課で、例えば予算を組んで、例えばどこかへ視察に行きます。例えば議会の皆さんが視察に行きます。そのときは、運転手は雇わなきゃいけない。ただ、運転手代は1日3万円、2万円、当然、その予算を組んでもらわなきゃいけない。ほかの自治会の人たちが使いたいという話になったら、車はいいですよ、運転手もついてだったら、運転手代の3万円、ガソリン代が2万円で、通常10万円かかるかもしれないけど5万円でいいですよというような使い方が特別できるんじゃないかなろうかというふうに考えています。

それで、ちょっと心配されていた、例えば休日の話になりますけども、休日に何で定期券にしたか、その話がないと、ただ定期券でお金払いますから、それで定期券使ってくださいという話で納得できない話だと思うんですけど、何で定期券にしたかというのと、部活が午前中にあったり午後にあったり、いろいろあるわけですよ。毎週、例えばサッカー部ならサッカー部、午前中だけあって決まらないですし、午後あるかもわからないし。朝一番のどこか大会に行かなきゃいけないとなっちゃうと朝早く出なきゃいけない。そうなってくると、本当にばらばらなのに、結局空気運んでいるような話になってしまうということもあるので、これは自由度を増すために、バスのほうがいいんじゃないですかというところからバスを提案しているんです、定期バスのほうはね。夜は、だって帰ってきても、最終便のバスまでに乗って帰れるわけですし。意外と、本来使い方からすると、定期バスのほうが子供たちにとっては、例えば塾をやっている人たちがあるからいいんですけど、このスクールバスだと部活が終わる時間が最終便で、そこから後の時間使えないわけです。だから、普通に考えると、定期バスのほうの定期を持っていたほうが、平日も使い勝手がいいのかなと思ってはいたんですけど、検討委員会と親のお話からすると、そこよ

りも普通の通学の時間にタクシーがいいという話が出てきたところの勘案しながら、じゃあ財政的なこと総合的に考えてスクールバスがいいんじゃないかということで総合教育会議の中で議論になったというようなことでもあります。一応、この件に関してはそれだけ報告しておきます。以上です。

10番 齋藤 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

3番 井上 先ほどの参考資料の説明がありましたので、また質問をさせていただきたいと思えます。この中でですね、③のスクールバス購入のこの表の中でですね、普通交付税の関係で寄中学校部分の1,306万8,000円がマイナスと。あと普通交付税、歳入のほうでですね、普通交付税で10年間で5,851万円が入ってくるということだと思えます。この歳入のほうは特にですね、この5,851万円を歳入として見込まれるので、トータルすると10年間で318万円だという積算を説明されましたが、この5,851万、1年間、10年間分ですから1年間で585万円。これは、スクールバスの単位費用として1年間で585万円が計上されているということなのかを教育課長か政策推進課長にお伺いをしたいと思えます。

政策推進課長 こちらの交付税、基準財政収入額…ごめんなさい、設定の金額で交付税で措置されるということではなくて、あくまで算定されるという形の中の、年間580万円のほうの試算として10年間以上は交付されるということの中の金額として位置づけています。

3番 井上 再度ですね、この年間585万円というのは、スクールバスの単位費用として585万円が、費用として、現在ですね、の単位費用として上がっているということに理解してよろしいんですか。

政策推進課長 はい、そのとおり、1台の購入分として上がっております。

3番 井上 単位費用のほうはわかりました。あとですね、寄中の1,306万8,000円、10年間というか、これは5年間の学校の単位費用として1,306万8,000円が5年間分、交付税算入分があったのが減額されるという、ちょっとここの意味合いがよくわからないんですけど、再度説明をお願いします。

政策推進課長 ありがとうございます。まずですね、交付税…学校がなくなるということで、経過的には3年間の交付税措置。おおむね年間の単位では900万弱というのが

あります。3年目以降は段階的に減額をしていくというような形の中と、今です、施設にかかっている経費、中学校のほうの維持管理の経費が、毎年毎年かかっている経費があります。そして、交付税が落ちていくことによって、維持費のほうは並行に…10年間かかってくるので、その相殺をした中の総額が1,300というような形で掲載をしているものでございます。

3 番 井 上 その維持管理費とですね、交付税で入ってくる分が削減される分との相殺だということなんですけども、先ほど7番のほうからもありました…7番議員のほうからもありましたけれども、今現在、寄中のですね、平成30年度の費用という管理…寄中の管理に関する費用ですね。それが幾らで、交付税分が幾らかというのがわかれば教えていただきたい。

教 育 課 長 平成30年度分の費用につきましては、920万…902万2,000円。約900万円ぐらいの歳出のものでございます。維持管理につきましては…その後の維持管理につきましては、約200万円年間かかってくるものでございます。これは、受水槽の清掃委託とか、受水槽の法定点検、あとは浄化槽の法定点検、そういった施設整備に毎年毎年かかってくる整備費の委託のものでございます。（私語あり）

維持管理につきましては、平成30年度につきましては900…約900万で、その後につきましては、約200万円ずつの管理が発生しております。交付税につきましては、今年度につきましては約890万円の算定でございまして、先ほど説明がありましたとおり、段階的に減っていくものでございまして、3年目が0.9、4年目が0.4といったもので、段階的に減っていくものでございます。

（私語あり）中学校統合に伴う30年度分につきましては、400…30年度分については470万円でございます。31年度分につきましては680万、32年度につきましては680万で、段階的に減ってきてまして、合計でその数字の1,306万8,000円というふうになっております。相殺した金額がそういうふうになっております。

3 番 井 上 そうしますと、先ほどのですね、寄中の維持管理費の900万円は、学校としての維持管理をやって、それ以外にですね、受水槽等の通常かかる経費が200万かかると。そうすると、毎年900万学校…寄中の今までかかっていた経費が毎年900万だという理解でよろしいんですか。そうするとですね、10年間では、

もうその部分だけでも、900万ですから9,000万ぐらいいくというふうな理解を
するとすると、ここの1,300万というのが説明がわからないんですけれども。

町 長 数字はちょっと改めて話をさせますけど、一つの計算の話ですね。今まで維持管理費が900万ほどかかっていた。交付税が900万ほどもらっている。だから、どっちかと今はとんとんぐらいな形ではあるんですよね。それで、これから交付税が5年間で段階的にずっと減らされていくわけです。そこから先って、6年目はゼロなんですね。10年でこれ計算しているの。そこで、900万かかっている維持管理費が、たしか今の話で言うと、だんと…結局学校がやめちゃうので、最低限これとこれとやらなきゃいけないというのが約200万円ほどあるよ、ということなんですね。だから、この200万円というのは、これからずっと10年間やっていくと、10年間ずつちょこちょこ合ってくるんだけど、だから約2,000万ぐらいあるんですけど、ただ2,000万のうち交付税が少しずつもらえるので、その差額で結局10年間で1,300万ほどの赤字になってるといいますよと。ただ…ただですね、あそこの学校を全くずっと使わなかった場合の計算式なんです。これを、これから第三者に例えばやってもらうだとか、松田町を使うとかいう話になってくると、また話が…要はこの赤字のままで終わらなくて、これが逆に黒字に転換する可能性もあるし、町の負担がゼロになる可能性もある。だから、一番何も何もしないでかかった場合には、マイナス1,300万ほど松田町は若干出してるよという形になると。そういう数字をここに掲げさせていただいているというふうに理解いただければいいと思います。以上です。

3 番 井 上 説明ありがとうございました。そうですね、ここのところは、ちょっとなかなか複雑なといいますか、ちょっと微妙な学校閉校にかかる町の負担をどういうふうに考えていくか。単純に考えれば、私は900万×10年でもいいのかなと。今までですね、学校がずっと10年間、寄中が存続するとすると、それにかかる経費をそのまま減らして行って、それから交付税等の部分…需要額で入ってくる単位費用の部分の相殺すればいいのかなというふうに思いましたけれども。それにしても、かなりこの金額を上回るということが理解できましたので、このスクールバス購入のほうはですね、了解をいたしました。ありがとうございました

ました。

議

長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。再度お諮りいたします。ただいまるる細部にわたっての質疑応答がなされました。この後、日を改めて特別委員会を設置したとしても同じような質疑応答の形になろうかと思っておりますので、再度お諮りいたします。一般会計補正予算審査特別委員会を設置せずに、討論を行い採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、平成30年度松田町一般会計補正予算(第4号)については、一般会計補正予算審査特別委員会を設置しないことに決定をいたしました。

これより、討論を入りたいと思いますが。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第47号平成30年度松田町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

もう1点お諮りします。ただいま議案第47号平成30年度松田町一般会計補正予算は可決されました。9月11日に予定しておりました一般会計補正予算特別委員会は開催しませんので、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、9月11日は休会とすることに決定しました。

暫時休憩といたします。20分より再開をいたします。(11時10分)